

四日市市公会計・行財政改革推進室に関する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第19号

四日市市公会計・行財政改革推進室に関する規則

(設置)

第1条 本市の新地方公会計制度を推進することにより経営分析機能の強化を図り、もって行財政改革の推進を図るため、四日市市公会計・行財政改革推進室（以下「室」という。）を設置する。

(所管)

第2条 室は、財政経営部財政経営課の所管とする。

(分掌事務)

第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新地方公会計制度に関すること。
- (2) 行財政改革の推進に関すること。
- (3) 指定管理者制度に関すること。
- (4) 広告審査に関すること。
- (5) その他行財政改革の推進に関すること。

(職員)

第4条 室に室長その他の職員を置く。

2 室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(専決)

第5条 室長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

- (1) 職員の休暇及び欠勤に関すること。
- (2) 職員の時間外勤務命令、休日勤務命令並びに勤務時間等の振替及び変更に関すること。
- (3) 職員の市内及び市外出張命令並びに復命に関すること。
- (4) 定例の報告等に関すること。
- (5) 前各号に準ずる軽易な事務に関すること。

(室の処務)

第6条 室の処務及び職員の服務については、この規則に定めるもののほか、四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市規程第4号）及び四日市市職員服務規程（昭和62年四日市市訓令第8号）によるものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（財政経営部財政経営課）